

議案第18号

久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に、「同条第2項の規定による」を「同条第1号に規定する」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。